

## 第九章 罰 則

### (侵害の罪)

**第五六条** 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(改正、平五法律二六、平一〇法律五一、平一八法律五五)

### 〔旧法との関係〕 二七条

#### 〔趣旨〕

特許法一九六条の「趣旨」参照。なお、平成五年の一部改正において、特許法と同様の理由から、罰金額の引き上げがなされ（五七条から六〇条まで及び六二条から六四条までも同様）、さらに、平成一八年の一部改正において、懲役刑の上限が五年、罰金額の上限が五〇〇万円に引き上げられるとともに、懲役刑と罰金刑の併科が導入された。

なお、平成五年の一部改正において、出願公告制度が廃止されたことに伴い、仮保護の権利の侵害罪を規定した従来の二項が削除され、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様、旧二項が削除され、本条の罪は非親告罪となった。

### (詐欺の行為の罪)

**第五七条** 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 二八条一号

〔趣旨〕

特許法一九七条の〔趣旨〕参照。

(虚偽表示の罪)

**第五八条** 第五十二条〔虚偽表示の禁止〕の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 二八条二号―四号

〔趣旨〕

特許法一九八条の〔趣旨〕参照。

(偽証等の罪)

**第五九条** この法律の規定により宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許庁又はその囑託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述、鑑定又は通訳をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕

し、又は免除することができる。(改正、平五法律二六、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 三〇条

〔趣旨〕

特許法一九九条の〔趣旨〕参照。

(秘密を漏らした罪)

第六〇条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三一条

〔趣旨〕

特許法二〇〇条の〔趣旨〕参照。

(秘密保持命令違反の罪)

第六〇条の二 第三十条において準用する特許法第五十条の四第一項の規定による命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(改正、平一七法律七五)

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。(本項追加、平一七法律七五)

(本条追加、平一六法律二二〇)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、平成一六年の裁判所法等の一部改正により新設された規定であり、秘密保持命令による営業秘密の保護の実効性を確保する観点から、秘密保持命令違反の罪を定めるものである。詳細については特許法二〇〇条の二〔趣旨〕を参照されたい。

(両罰規定)

第六一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。(改正、平五法律二二六)

一 第五十六条又は前条第一項 三億円以下の罰金刑(本号追加、平一七法律七五、改正、平一八法律五五)

二 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑(改正、平一一法律四一、平一七法律七五、平一八法律五五)

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。(本項追加、平一六法律二二〇)

3 第一項の規定により第五十六条又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時

効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。(本項追加、平一八法律五五)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法二〇一条の「趣旨」参照。

なお、平成一〇年の一部改正において、特許法と同様の理由から、侵害の罪(五六条)について、法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限は一億円とされた。さらに、平成一八年の一部改正において、罰金額の上限は三億円に引き上げられた。

また、平成一一年の一部改正において、特許法と同様の理由から、詐欺の行為の罪(五七条)、虚偽表示の罪(五八条)について、法人重課が導入され、法人に対する罰金額の上限が三〇〇〇万円とされた。

平成一六年の裁判所法等の一部改正においては、特許法と同様の理由により、秘密保持命令違反の罪(六〇条の二)について、法人重課を導入し、法人に対する罰金額の上限を一億円とした。

さらに、平成一七年の不正競争防止法等の改正に伴って、六〇条の二の罪(秘密保持命令違反の罪)について、罰金額の上限を引き上げ、法人に対する罰金額の上限を一億五〇〇〇万円とした。

(過料)

第六二条 第二十六条において準用する特許法第七十一条第三項において、第四十一条において、又は第四十五条

第一項において準用する同法第七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第五百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七条第一項(「当事者本人の尋問」の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判

所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。(改正、昭四五法律九一、平五法律二六、平六法律一  
一六、平八法律二一〇、平一一法律四二、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 三二条ノ二

〔趣旨〕

特許法二〇二条の「趣旨」参照。

なお、平成五年の一部改正において、従来の一三条（審査に関する特許法の準用）の削除、四一条（審判に関する特許法の準用）における特許法一六一条の三の準用の削除、四五条（再審に関する特許法の準用）における特許法一七四条一項、三項及び四項の準用の削除に伴い、引用箇所を改正した。

また、平成六年の一部改正において、四五条及び特許法一七四条が改正されたことに伴い、該当箇所を改正した。

平成一一年の一部改正においては、二六条及び特許法七一条三項が改正されたことに伴い、該当箇所を改正した。

平成一五年の一部改正においては、特許法一七四条三項が同条第二項に移動したことに伴い、該当箇所を改正した。

（同前）

**第六三条** この法律の規定により特許庁又はその囑託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 三二条

〔趣旨〕

特許法二〇三条の〔趣旨〕参照。

（同前）

第六四条 証拠調又は証拠保全に関し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。（改正、平五法律二六）

〔旧法との関係〕 三二条ノ二

〔趣旨〕

特許法二〇四条の〔趣旨〕参照。